

令和4年第3回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和4年3月28日(月) 9時30分開始
- 2 会 場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|---------|----|
| 教育長 | 小 西 啓 二 | 出席 |
| 1 番 | 池 田 良 枝 | 出席 |
| 2 番 | 中 田 美 穂 | 出席 |
| 3 番 | 小 出 哲 義 | 出席 |
| 4 番 | 小 城 和 之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|---------|
| 総務学事課長 | 貞 盛 倫 子 |
| 総務学事課 | 重 安 千 陽 |
| | 中 川 香代子 |
| | 瀬 川 隆 司 |
| | 錦 戸 宏 泰 |
| 生涯学習課長 | 吉 村 隆 宏 |
| 生涯学習課 | 安 藤 好 博 |
| | 山 田 隆 司 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第3回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。

お配りしているとおり予定していますが、日程第11で予定している報告第8号は個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適當ではないかと考え、発議します。

その他に意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第8号の審議を公開しないことに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって報告第8号の審議は非公開と決定しました。

なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第11を日程第13とし、日程第12を日程第11、日程第13を日程第12とします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を3月28日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第 14 号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第 2「議案第 14 号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和 4 年 3 月 31 日付け及び令和 4 年 4 月 1 日付けで発令する職員の人事異動について説明します。

3 月 31 日付けで、村重健一総務学事課主幹兼指導主事が退職し、翌日付けで廿日市市立佐方小学校主幹教諭として広島県教育委員会に採用されます。

4 月 1 日付けの異動については課ごとに説明します。まず、総務学事課は、広島県教育委員会から宮本昌範大竹市立大竹中学校教諭が総務学事課主幹兼指導主事として採用となります。その他では、課長補佐兼教育総務係長の瀬川隆司が主幹に昇格し、中川香代子課長補佐兼教育指導係長が市民生活部自治振興課に課長補佐兼人権推進係長として転出し、上下水道局業務課の横峰路子課長補佐兼総務係長が課長補佐兼教育指導係長として転入します。また、尾崎明菜副主任が主任に昇格し、大庭史善主事が新たに採用となり、橋村哲也参与が引き続き再任用となります。

続いて、生涯学習課は、吉村隆宏課長が兼務する社会教育施設等の長の職が増えることとなります。具体的には、栗谷公民館館長及び図書館館長の職を事務取扱として兼務することとなります。その他に、議会事務局の加藤豪局長補佐兼議事係長が課長補佐兼社会教育係長として転入し、山田隆司社会教育係長が健康福祉部福祉課に児童係長として転出します。市民生活部市民税務課大竹支所の森永明子主任が主査に昇任して転入し、上下水道局業務課の野村敏之副主任が転入します。また、島津宏祐主任主事が副主任に昇格し、三浦優華主事が建設部都市計画課に転出します。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第 3「議案第 15 号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市給食センター設置条例第 4 条の規定に基づく大竹市給食セ

ンター運営委員会委員について、令和4年4月1日付け人事異動により、役職の交代があるため、新たに委嘱するものです。

この度、大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱しようとする方は、根石郁子様で大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項第2号に規定する給食対象校の校長です。

また、同規則第8条第2項に基づき、前任者の残任期間とあることから、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを任期とするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「議案第16号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、新たに大竹市スポーツ推進委員を委嘱するものです。スポーツ推進委員は、「スポーツ基本法」の第32条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に熱意と能力を有する者を、市町村の教育委員会で委嘱するものとなっています。また、「大竹市スポーツ推進委員に関する規則」第3条の規定により定数は23名以内、第4条第1項の規定により任期は2年、同条第3項の規定で再任することができることとなっています。

この度、大竹市スポーツ推進委員を委嘱する方は、大知 司様の1名です。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

現在、大知様は65歳で、2年前までスポーツ推進委員として活動していましたが、家庭の都合で退任しています。この度、再度スポーツ推進委員として市のスポーツ振興に貢献したいとの申し出あり、本人と面談したところ、健康状態も良く、これまでの経験を含め、スポーツ推進委員活動に積極的に活躍してもらえると判断しています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 大知さんが退任されたときに、代わりに誰かに委嘱をしたのですか。大知さんが入ることによってスポーツ推進委員が1名増えるということですか。

事務局 前回の教育委員会議では委員が19名と説明しました。大知様を委嘱することによって20名になります。

小西教育長 定員が23名ということで、まだ3名不足していますが、定員に達していないことをどのように考えていますか。

事務局 この件は、スポーツ推進委員協議会でも問題となっていて、広く募集を図っていきたいと思っているところです。ホームページで公募してはどうかとの意

見もありますが、スポーツに興味がある方が望ましいと思いますので、むやみに公募するのモどうかという意見もあります。そのためスポーツ推進委員協議会とも相談して、どのような形で公募していくかを考えていきたいと思ひます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について

議案第18号 大竹市公園運動施設等使用規則の一部改正について

議案第19号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

小西教育長 日程第5「議案第17号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について」、日程第6「議案第18号 大竹市公園運動施設等使用規則の一部改正について」及び日程第7「議案第19号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」の3件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 初めに、「議案第17号 大竹市長の権限に属する事務の一部委任について」説明します。

本議案は、大竹市長の権限に属する事務の一部を、大竹市教育委員会の委任する事務から除くことについて、地方自治法第180条の2の規定により大竹市長から協議の申し出がありましたので、教育委員会において、審議してもらうために提案しました。

本議案の提案理由ですが、平成27年4月から晴海臨海公園の球技場・管理棟の運用開始に伴い、晴海臨海公園の運動施設及び有料公園の使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関する事務について、教育委員会へ事務委任されていますが、令和4年4月から晴海臨海公園内のすべての施設の使用許可等の事務を、大竹市教育委員会の委任する事務から除くことに対して、市長部局から協議の申し出がありましたので、これに同意したいと考えています。

なお、使用許可等の事務が都市計画課に変更することで、利用者が行う申請方法や使用料の支払い方法などの変更はありませんので、利用者への支障は特段ないと想定しています。

続いて、「議案第18号 大竹市公園運動施設等使用規則の一部改正について」説明します。

本議案は、大竹市公園運動施設等の管理運営について、令和4年4月1日から晴海臨海公園内のすべての施設の使用許可等の事務を、都市計画課で行うこ

ととなったため、大竹市公園運動施設等使用規則の一部を改正しようとするものです。

第1条中「次の公園」を「さかえ公園」に改め、「運動施設及び」及び「シャワー設備及び」を削り、同条第1号及び第2号を削っています。

第3条第2項中「晴海臨海公園に係るものにあつては晴海臨海公園管理棟、さかえ公園に係るものにあつては」を削っています。

第10条中「晴海臨海公園の多目的グラウンド若しくはゲートボール場又はさかえ公園のグラウンド」を「運動施設等」に改めています。

別表の晴海臨海公園に関する文言を削除し、さかえ公園についてのみの文言に改めています。

事務局 「議案第19号 大竹市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」説明します。

先ほど、議案第17号で説明した、大竹市長の権限に属する事務の大竹市教育委員会への一部委任に関して、市長から協議の申し出があり同意しようとする事項について、その同意する内容に合わせて大竹市教育委員会事務局事務分掌規則を一部改正しようとするものです。

内容としては、生涯学習課施設スポーツ係の分掌事務として規定している「晴海臨海公園の運動施設及び有料公園施設（デイキャンプ場及び公園内倉庫を除く。）の使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。」の項を削るというものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中田委員 さかえ公園が教育委員会に残って、晴海臨海公園が都市計画課になった経緯を教えてください。

事務局 晴海臨海公園の整備が進んできて、その中で遊技場やデイキャンプ場も整備され、有料施設等については現在都市計画課が受付等を行っています。現在は、教育委員会と都市計画課が晴海臨海公園管理の事務を行っています。それを一元化して、令和4年から利用者に分かりやすくするためにすべての事務を都市計画課で扱うことになります。さかえ公園については、受付場所が栄公民館になっていますので、他には受付ける場所がないということで、教育委員会で今までどおり受け付けます。

池田委員 晴海臨海公園の事務が都市計画課に移管されますが、利用状況等については、教育委員会としても、どういう人たちが利用されているか、連携を取って、しっかり把握してもらえたらと思います。

小西教育長 アウトドアシーズンでもありますし、利用者の方がもっと増えてくると思いますので、しっかりと都市計画課と連携を取っていききたいと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件3件は原案のとおり可決されました。

議案第20号 大竹市立学校文書管理規程の一部改正について

小西教育長 日程第8「議案第20号 大竹市立学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市立学校文書管理規程とは、学校における文書管理について基本的な事項を定めることにより、文書事務の適正な実施を図ることで、学校事務の能率化および合理化を図るものです。

今回の提案は、学校の実態や市の文書管理規程にあわせる改正にするものです。それでは、主な変更についてご説明します。

第1章の総則は、変更ありません。

第2章の章名は、文書の処理まで定めているので、変更しています。

第8条の見出しを、内容にあわせ「到着文書の処理」とし、收受しないものに、FAXやメールなどによるものを加え、第2号と第4号を削除しています。

第9条は、見出しを「文書の受付」とし、收受印を受付印とし、押印箇所は定めないこととし、学校毎に受付印の様式が異なっているため、別記様式第3号で定めた様式を削除します。

第10条も文書の受付について規定していることから、見出しを削り、学校の決裁規程で、文書番号の不要な文書を別途定めていることから、「1 官公署、公共機関、団体等が発する通知、通達、指令その他文書で重要なもの」、「5 陳情等に関するもの」を残し、「その他番号をつける必要があると校長が認めた文書」を加え、あとは削除します。また、第2項として、「校長の指示を受け処理方針を示して配布すること」を加えます。

第11条の「指示を受ける必要のある文書」に、供覧印の押印を明記します。

第13条の「簡易決裁書」については、学校の決裁規程で様式を定めているため、本規程での様式の定めを削除します。

第15条では、起案時に分類番号ではなく施行方法を記入することとします。

第20条では、文書発送時に番号を取り記録すること、またその省略について定めることとします。

第21条において、「郵便切手受払簿」の様式を第6号から第4号に変更します。

第24条から第27条までは、大竹市文書取扱規程に合わせて変更します。

第28条は、改正した第24条、第25条にその内容が含まれるため、削除します。それに伴い、以下を1条ずつ繰り上げます。

また、改正後の第29条で文書番号別に整理・保管する規定を削除し、改正後の第31条で保存期間の満了した文書は校長の決裁を受けなくても処分できること等を規定します。

施行期日は、令和4年4月1日です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小 出 委 員 改正後の第8条で規定している文書取扱主任は、どのような方が担当されますか。

また、改正後の第8条第2項において、文書取扱主任が受け取った文書を配布することになっていますが、第8条第1項ただし書きでは、FAXやメールの文書は、この限りではないと規定されています。FAXやメールの文書は、誰が受け取り、どのように処理するのかを教えてください。

事 務 局 文書取扱主任は、校長が指名する教員が担当します。FAXやメールの文書は緊急性が高いと思われますので、文書取扱主任が内容に応じて、その都度判断しています。

小 出 委 員 FAXやメールで受け取った文書を、どのように配布するかということを規定した方が良いのではないですか。

事 務 局 FAXやメールは、事務員が受け取ることが多いので、受付印を押し、各担当に振り分けていくことで処理しています。

小 出 委 員 それを規定した方が良いのではないのですか。

小西教育長 通信機器において受信された文書については、適正に処理されていると思いますが、規定するかどうかは検討していきたいと思います。その他ありませんか。

小 城 委 員 第9条の收受印についてですが、改正前は「日付等を誤らないよう注意する」と規定されていますが、改正後はその規定がありません。受付印に日付けが記載されているということですか。

事 務 局 そのとおりです。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

池 田 委 員 文書の保存期間や分類についてですが、改正前は細かく別表で規定されていましたが、改正後は第24条で簡易的に規定されています。市の中では統一的に処理されていると思いますが、学校では簡易的な規定だけだと統一的に処理されないのではないかと思います。

事 務 局 文書の保存期間や分類については、別に定める予定ですので、本規程では削除としています。

小 城 委 員 第9条に規定されている「軽易なものは受付印を省略することができる」とありますが、軽易なものの判断基準はどういったものになりますか。

事 務 局 学校の中で判断しています。たくさん届く郵便物の中には、学校に関係ないものもありますので、そういったものは軽易なものとして取り扱っています。

小 城 委 員 軽易なもので回覧の必要がないと判断したものについては、その場で破棄するのですか。

事 務 局 一定期間保管し、その後破棄しています。

小 城 委 員 文書取扱主任も含めて、学校で判断しているということですか。

小西教育長 学校には、膨大な文書がありますので、学校の裁量で処理するものもあります。

池 田 委 員 第9条関係で別記様式第3号の收受印が廃止されていますが、改正後はどうなるのかを教えてください。

事 務 局 改正後は、各学校で定めた受付印を使用するということになります。

小 城 委 員 学校の組織メールの他に、教員が個別でメールアドレスを持っているのです

か。

事務局 教員は、個別のメールアドレスを持っていません。教員にも学習端末を配布しているので、学習用端末専用のメールアドレスは持っていますが、外部の方とのやり取りには使用していません。

小城委員 組織メールは、文書取扱主任しか見ることができないのですか。

事務局 組織メールは、専用のパソコンでしか見ることはできません。

小西教育長 円滑な事務処理、効率的な事務管理ということで規定し進めています。沢山の文書が日々届きますので、いかに円滑で効率よく事務処理、効率的な事務をやっていくということが課題です。

小出委員 改正後の第25条の編集及び製本についてですが、第2種から第4種までの文書で、保存期間の違うものは、各年度ごとに製本しているのですか。第1種から第4種までのものが一冊にまとめられていた場合、5年後10年後に保存期間を過ぎたものを廃棄することが難しくなるのではないかと思います。その場合は、どのように管理していくのですか。

事務局 年度ごとではなく、文書は内容ごとにそれぞれ保存し、保存期限が過ぎたものから処分しています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第6号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について

小西教育長 日程第9「報告第6号 大竹市立小学校及び中学校の校長並びに教頭の任免に係る内申について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 広島県教育委員会に対して、大竹市立の小学校及び中学校に勤務する令和4年4月1日付け県費負担教職員の任免の内申について、緊急やむを得ず教育長において処理したため、校長及び教頭について、その報告をし、承認を求めるものです。

まず、校長の異動についてです。令和3年度をもって、2名が定年退職となります。1名は大竹小学校の野崎 光弘校長、もう1名は大竹中学校の十亀 琢磨校長です。

玖波小学校には、坂町立坂小学校から根石 郁子校長が、大竹小学校には、玖波小学校から兼田 等校長が異動します。大竹中学校については、十亀校長が再任用となり、引き続き校長となります。

なお、根石校長は、坂小学校で校長として2年間勤めておりました。坂小学校の前は大竹小学校の教頭として勤めておりました。

次に教頭の異動についてです。小学校の教頭の異動はありません。

小方中学校の門戸 史幸教頭が昇任となり、大崎上島町立大崎上島中学校に

校長として異動になります。その小方中学校の教頭として、府中町立府中中学校の片平 真司主幹教諭が昇任してまいります。片平主幹教諭は、一昨年度まで、小方中学校に勤めておりました。

また、玖波中学校の安達 正泰教頭が江田島市立三高中学校へ異動となり、玖波中学校には、小方中学校から藤川 健二教諭が昇任して異動となります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第7号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第10「報告第7号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年3月大竹市議会定例会（第2回）に、議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

市議会に提出した議案は、「令和3年度大竹市一般会計補正予算（第11号）」です。予算補正の内容としては、このたび、故筒井和義氏のご遺族から玖波小学校の教育環境の充実のためとして、300万円の寄附をいただきました。

これについて、小学校教育振興寄附金として歳入に計上し、今後の教育環境の充実に役立てるため、歳出に教育振興基金積立金300万円を計上したものです。故筒井和義氏は、玖波小学校の出身で、広島大学名誉教授として基礎生物学で顕著な功績を収められており、文部科学大臣賞をはじめ、数々の賞を受賞されるなど基礎生物学の発展に大きく貢献された方です。

小西教育長 遺族の方から、玖波小学校に寄附したいと申し出がありましたので、今回このような形をとらせていただきました。玖波小学校の子どもたちのために使っていきたいと思っています。学校図書館に100万円ほど本を寄贈したいと考えています。質疑はありませんか。

池田委員 寄附をいただいた300万円は、市の予算に一旦入り、玖波小学校に使われるということですか。

小西教育長 そのとおりです。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

協議・報告事項 令和4年度大竹市教育委員会学校教育概要図について

協議・報告事項 令和4年度大竹市教育委員会生涯学習概要図について

小西教育長 日程第11「協議・報告事項 令和4年度大竹市教育委員会学校教育概要図について」及び日程第12「協議・報告事項 令和4年度大竹市教育委員会生涯学習概要図について」を一括して議題とします。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 まず、日程第11の「令和4年度大竹市教育委員会学校教育概要図」について、説明します。

まず、「教育目標」及び「めざす子供像」は、令和3年度から変更していません。「教育目標」は、『笑顔・元気』かがやく大竹っ子の育成で、学校生活が充実して笑顔で毎日が過ごせ、体も心も元気に、そして、自己肯定感を高め、自己の能力を発揮してかがやく大竹っ子を育てていくというイメージです。

また、「めざす子供像」の「自分の力で人生を生き抜くたくましい子供」については、自分の思いや考えたことを表現するとともに、他者と力を合わせて協働的に問題解決する自立した人間を目指すという意味で考えています。

教育目標の達成及びめざす子供像の実現のために、令和4年度も「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の三つの柱のもと、取組を行います。特に、昨年度との主な変更箇所について、説明します。

まず、「確かな学力」についてです。『主体的な学び』の実現の内容は同じです。「学力の向上」では、付けたい力資質・能力を明確にした授業づくりを入れました。授業において、児童生徒にどんな力を付けたいのか、授業のめあてやまとめはそれを具体化したものになっているのか、評価との整合性はあるのかということを念頭に授業づくりを進めていけるよう、取り組んでいきます。次に、「ICTの活用」についてです。今年度から導入された一人一台の学習用端末ですが、導入から1年経ち、授業における活用も進んできています。来年度さらに、授業における効果的な活用を学校全体で図っていくように、「タブレット端末の組織的かつ効果的な活用」を示しています。また、引き続き、教員のICT活用スキルの向上が図られるよう、ICT研修を計画しています。

続いて、「豊かな心」についてです。道徳教育の充実に向けて、各教科や学校行事等の体験活動と道徳科の授業を効果的に関連させ、より実感的なとらえや教科等で道徳科の学習を生かした取組ができるよう、カリキュラム・マネジメントによる道徳教育の充実を掲げています。また、このこととも関連が深いのですが、「体験活動の充実」において、体験活動におけるめあてと振り返りの充実を加えています。「生徒指導の充実」については、大竹市における不登校児童生徒が増加の傾向にあることから、その社会的自立に向けて、個に応じた支援を図ることを示しています。具体的には、学校での居場所づくりや教育相談の充実、スクールカウンセラーやこども相談室等との連携などが挙げられます。県教委の進める不登校児童生徒への支援策も活用しながら取組を進めていきたいと考えています。

次に、「健やかな体」につきましては、今年度までの重点的な取組を継続させ

ていきます。1点、「基礎的な体力の向上」において、体育の授業においても継続的に体力づくりを行っていくよう、その指導の充実を加えています。

これまで説明した「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支えるベースになるものが、「地域の教育力の活用 家庭・地域・関係機関との連携の強化」と「一に安全、二に学力」を合言葉に、「児童生徒の安全を最優先した、安全安心な学校づくり」です。これらは次年度も引き続き、学校教育のベースとしたいと考えます。

施策1の「小中一貫教育の推進」については、来年度も、中学校区で設定した教育目標の実現に向けて、授業研究にかかる合同研修や研究主任、生徒指導主事等の主任層による連携等をこれまでも進めてきていますが、引き続き推進していきます。

施策2の「児童生徒一人一人の将来に生きて働く力の定着」は、令和4年度の県の教育委員会の指定事業及び大竹市教育委員会の事業を示しています。

まず、県の事業の「探究的な学習の在り方に関する研究推進地域事業」は、今年度に続き、大竹小・中学校が連携しての2年目の取組となります。生活科及び総合的な学習の時間の単元開発及び実践を行います。

2つめの「小学校教科担任制推進校」は、令和4年度から大竹小学校が新たに指定校となりました。小学校高学年の3教科において、専科教員の配置や学級担任間の授業交換を行い教科担任制で授業を行うことをとおして、学習指導や生徒指導の充実、中学校への円滑な接続を図ることを目的として行われる事業です。

「生徒指導サポート実践校」の指定は、大竹中学校です。暴力行為やいじめを中心に取り組んでいく指定となりますが、昨年度の取組を生かして不登校についての取組も継続していきます。

「小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校事業」は、玖波小学校で取り組みます。小学校1・2年生段階での学習のつまずきを残さない取組を行います。

「中学校英語におけるICTを活用した言語活動充実プロジェクト」は、玖波中学校で、中学校の英語においてICTを効果的に活用して言語活動時間の割合を増やし、力を付ける取組を行います。

「特別支援学級支援プロジェクト」は、県の新たな指定事業で、小方中学校が指定校となりました。このプロジェクトは、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に対し、県教委による障害特性に応じた指導に係る研修や特別支援学級への指導助言が年間を通して行われるものです。

市の事業は、今年度と同じです。1人1台学習者用端末の整備に伴う「ICT支援員配置事業」も継続します。

なお、「読書活動推進員配置事業」は小・中学校各担当で計2名、学級支援員は昨年度より1名減で計8名、特別支援教育支援員は昨年度より1名増で計6名の配置です。

事務局 続いて、「令和4年度大竹市教育委員会生涯学習概要図」について説明します。最初に生涯学習推進の方向性についてですが、一人ひとりが生涯にわたり、

自立していける人づくり、住民が生涯学習を通じて、人と人との絆を形成しつつ、住民による地域課題の解決や活性化などの地域づくり、これらを取り組んで地域学習の成果を住民と共同による住民主体のまちづくりに繋げていくものです。

これらを実践するために、柱として次の5項目をあげています。1では「子どもの学びと成長を支える教育の充実」として、「学校連携・子どもの居場所づくり事業」を実施していきます。

2では、「未来を担う青少年の健全な育成」として、「青少年育成事業」を実施します。

3では、「生きがいと創造性を育む生涯学習・社会教育の推進」として、「生涯学習推進事業」、「図書館運営事業」、「社会教育施設の維持管理事業」を進めていきます。

4では、「豊かな心身を育むスポーツの推進」として、「スポーツ推進事業」を実施していきます。

最後に5として、「まちへの愛着を育む歴史・文化の保存・継承の推進」として、「文化財保護事業」を実施していきます。

これら5つの事業の主な内容を、その中から何点かを紹介します。1（1）の「学校連携・子ども居場所づくり事業」ですが、定期的開催する放課後子ども教室や夏休み・冬休みに行うらんらんカレッジがあります。コロナ下であっても、子どもたちにとって魅力ある教室や講座を目指していきます。

2の「未来を担う青少年の健全な育成」では、3年間続けて中止となっている沖縄県豊見城市と中学生交歓交流事業を行っています。来年度は是非実施したいと考えています。令和4年度は、大竹市で受け入れとなります。生徒の心に残り、将来の糧に変わるような交流事業になるよう考えています。対象は、新中学校一年生となります。

3の「生きがいと創造性を育む生涯学習推進事業」では、市内の生涯学習グループの支援や公民館祭り・文化祭の開催を通して、やりがい・生きがいを市民の皆さんに提供していきたいと考えています。「図書館運営事業」では、本の魅力や啓発するサービスの向上としまして、本の貸し出し数の増冊を行うとともに、4月からYouTubeに図書館チャンネルを開設して、定期的に図書館の紹介や本の魅力について、発信していく予定です。「社会教育施設の維持管理事業」では、これまでと同様市民の皆さんが安全に気持ちよく使ってもらうために施設の維持管理を適切に実施できるように努めていきます。

続いて、4（1）の「スポーツ振興事業」ですが、スポーツの普及に通じて市民の健康作りに寄与する各種スポーツ競技の開催、コロナ下で中止・延期等があり、なかなか市民の方がスポーツに興じていられないということがありましたので、スポーツの競技も開催できるよう支援をしていきます。また、2年続けて延期となっています大竹駅伝の開催についても実施したいと思っていますし、ノウハウの継承を含めしっかりと対応していきたいと思います。

最後に、5（1）の「文化財保護事業」ですが、大竹市の伝統文化である手すき和紙の保存、継承活動や郷土の歴史や伝統文化の保存継承にも取り組んでい

きます。木野地区、谷和地区に受け継がれている神楽を、市の無形文化財への指定を目指して、事務を進めています。この神楽についても将来的な保存継承を行っていきます。

小西教育長 まずは、「令和4年度大竹市教育委員会学校教育概要図」について、質疑はありませんか。

池田委員 3点あります。1点目は、タブレット端末の組織的かつ効果的な活用というところでは、今年度と来年度どういうところを重点的に学校と連携して活用していくのでしょうか。

2点目は、県の事業で沢山指定を受けていますが、これによって加配の職員がどの程度増えるのでしょうか。

3点目は、教科担任制を文科省が推薦し県も進めていますが、教科担任制は、たくさん子どもたちをみんなで見ていき、子どもたちの情報を共有して皆で育てていき、担任一人で抱え込まないところが大きな利点と思うのですが、ただの専科の加配という形にならない為の方策を学校としてどのように考えているのでしょうか。

事務局 1点目でどういったことを重点的にするのかということですが、今年度、1学期2学期は授業の中でタブレットの活用を各学校で進めてきました。2学期後半からは、ICTの研究授業を実施し、授業で効果的にタブレットを使うこともできてきました。今年度タブレットを使った教材等もストックできているので、タブレットを使うことによって、よりねらいに迫ることができるようになったり、時間短縮ができて本来授業で時間がかけたいところに時間がかけられるようになったりと、タブレットを効果的に活用したいと思っています。そのためには、各校の取り組みも必要ですし、こんな活用をしたとか、ICT研修会等において、学校間で情報共有をして確認するようにしています。今年度もICTの支援員の予算をつけていますので、支援員を上手く頼って、より良い使い方について研修等を考えていきたいと思っています。

2つ目の加配職員についてですが、「探究的な学習のあり方」についての推進教員として、大竹小学校に加配が1人付いています。それから、「小学校の教科担任制」についても推進教員として加配教員が付いています。「生徒指導のサポート実践校」の推進員としての加配が1人付いています。「低学年の学ぶ喜び」については、加配が1人付いていますが、短時間勤務ということで付いています。あとの事業については、加配は付いていません。

3つ目の教科担任制についてですが、今までも各小学校の方では理科とか音楽とか高学年の専科が受け持っていることもありましたが、今回の事業については、三教科の指定された教科について、高学年において教科担任制とすることとなっています。加配された教員が教科担任の専科として入ることが条件となっていますが、残りの教科については、学年担当の担任が教科を割り振ってそれぞれの教科を見て回る教科担任制になっていますので、専科が持って担任がノータッチということではなく、その学年の担任が担当教科でそれぞれの効果を見ていきます。また、必ず週末とかの学年会等で子どもの話をして下さいとして

いるので教科担任制の目的である子どもの情報共有とか生徒指導の効率化とか調査研究の時間の短縮とかそういったところもやっていけるのではないかと考えています。指定校は、1校ですのでその実践については、他校についてもしっかり、教務主任研とか研究主任研で共有しながら各学校でも実践できるように考えていきたいと思っています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

中 田 委 員 小中一貫校の推進についてですが、小方小中一貫校が今回の卒業生で小学校1年生から始まって、中学3年生で一回りしました。小中一貫校の推進は、小方学園だけではなく他の学校もその時期から始まっています。一体型の小中一貫と小中連携の推進と違いはあると思いますが、利点や反省点が見えてきたものがあると思います。先生方の間だけではなくて、保護者にも良かった点や反省点を踏まえながらこれからの展望を発信してもらえたらと思います。

小西教育長 小方学園の小中一貫校の推進が10年経過したので、保護者の皆さんや地域の皆さんの声を聞きながら成果と課題について整理をして、次の方向性を決めていきたいと思っています。

中 田 委 員 保護者と地域や関係機関との連携がここ2年コロナの影響で薄れており、学校との距離も感じます。お知らせ等は頻繁にして下さっているのですが、学校に足を運ぶ機会が格段に減りましたので、地域の方も思っていることだと思います。そのあたりは、また強化していかなければいけないと思います。流れが変わっていくと思いますので、そこをどのように連携していくかということも大きな課題かと思っています。

小西教育長 他に小中一貫教育についてご意見等はありませんか。

池 田 委 員 小学校は中学校でどのようなことを教えるのか、中学校も小学校でどこまで教えているのか連携や情報交換ができ、それぞれを意識した教育活動を重ねることができるようになっていっていると思います。コロナ禍で難しい面もあると思いますが、小学校、中学校お互いの授業を見て研修をする機会を増やしてもらえればと思います。中学校の先生が小学校で授業をする小学校の先生が中学校で授業をする、子どもたちや先生方にとって大切な体験になるので、そういった活動も進めてもらえたらと思います。

中 田 委 員 小学生と中学生の連携が密だったので、小学生は中学生を憧れの目で見ました。逆に、中学生が小学生を思いやる姿勢もすごく育ったなと思います。小学校と中学校が同じ校舎の中なので、小中一貫校ではない学校の行事を見ると、違うものを感じることがあります。それぞれ良いところがあると思いますので、継続的に続けていってもらえたら良いと思います。

小 城 委 員 小方中学校の卒業式で、生徒が立派に答辞をされていて、この9年間で充実していたんだなと感動したのを覚えています。子ども達がちゃんと育っているということは、この2年間のコロナの状況においても、しっかりした先生方の教育活動がされているのだと思いました。小方だからというわけではないのですが、大竹でも玖波でも、そうした子どもを育てるような形で、教育活動をしていていただきたいと思いました。

食育の推進の「食を選択する力」とはどういうことですか。

事務局 学校給食を毎日食べているので、この学校給食を通して何を食べていったらいいかというのを学ぶということです。

小西教育長 前回の教育委員会でも給食費の値上げ等を審議していただきましたが、現場の方が非常に苦勞しながら子ども達に多くの食材を提供し、地域の食についても学ばせています。その他ないようでしたら生涯学習課の議案に移りたいと思います。

小城委員 学校以外の活動を包括的にやっているよということをしっかりアピールしてもらえたら効果が高いと思います。この2年間活動を開催することが難しかったので、来年度もできないかもしれませんが、開催する場合は参加をお願いする意識を持って取り組みをしていただけたらと思います。PTAの役員をしていても学校に行く機会がなくなっていますが、小・中学校の子どもに関することも、こういった企画があるということをどんどん参加させてあげる方向性でやってもらったらと思います。

中田委員 より多くの人に知ってもらおうという点では、図書館のYouTubeチャンネルを開設されるということは非常に、いいことだと思います。他の取り組みについても、YouTubeやSNSなどもっと活用していけばより多くの人に知っていただけるのではないかと思います。

小出委員 事業の中止とか延期とか多いなかで、これから再開していくわけですが、なかなか以前のように人が集まらないというようなことを感じています。中断していた事業を再開し、例年どおりの成果を得るには、従来以上のエネルギーを投入するような努力が必要になるのではないかと思います。

事務局 コロナ禍で2年間という長い期間できなかった事業はかなりあります。その事業をどのように再開するかということが課題となっています。生涯学習事業の中には対面して行うことで意義のある事業がたくさんあり、その辺がまた難しくしています。もし、対面ができない場合、外出自粛等で高齢の方は参加を控えるといった傾向がありますので、SNSの配信を並行して行うようなやり方を今後は考えていかないといけないと思っています。皆さんが参加をしてみたいと思うようなもっと魅力のある講座を考えていきたいと思っています。

池田委員 先ほどから出ているように、情報発信を色々な形でしていただけたらと思います。新聞に取り上げられることが、情報発信やPRに大きく貢献をすると思います。手すき和紙のボランティアについては、新聞にもたびたび載っており、他の事業も同様に上げられると、市民の皆さんが興味を持って、行ってみようかなという思いになるのではないかなと思うので、しっかりとPRしていただきたいと思います。

令和4年度の取り組み予定にある「亀居城跡妙見丸」の石垣の説明看板の設置について、具体的に教えてください。

事務局 岩国大竹道路建設に伴って、亀居城跡妙見丸の石垣、ちょうど厳神社があるところの海側を平成27年から平成29年にかけて発掘調査したときに、そこから出てきた石垣16個位を厳神社の境内に置いています。今並べて置いている

状況になっていますが、その経緯等を含めて説明看板を設置したいと思っています。

池田委員 亀居城跡ではなく厳神社に置いてあるということですが、亀居城跡の方が多くの人が見やすいのではないですか。

事務局 今回出てきたのは、本来出る見込みなどなかった厳神社の海側から出てきたということなので、妙見丸に置くことに意義があるのではないかと思います。

事務局 妙見丸という厳神社がある海側に張り出した廊で亀居城の一番外側の廊になります。岩国大竹道路の工事をする際に、法面のコンクリートを剥がした際に当時の石垣と思われるものが出土しました。これを調べたところ重要なものでありました。妙見丸のあったところの石垣ですので、その位置にモニュメント形式で設置しています。ただ、石を置いているだけなので、看板を設置して、説明書きを加えたということです。

小西教育長 来年度に向けての意見をいただきましたので、それを踏まえて、取組を進めていきたいと思っています。

小西教育長 続いての、日程第13 報告第8号の審議については、会議の冒頭で公開しないことと決定しました。よって、これより非公開とします。

なお、個人的な内容が含まれる案件の議事録のうちの本件の審議の内容の部分については非公開とします。

～報告第8号の審議についての議事録は非公開～

日程第13 「報告第8号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について」

小西教育長 本件は報告のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和4年第3回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 11時12分】

.....